

当法人における介護職員の処遇改善加算にかかる情報公開

社会福祉法人 新

当法人では、2024年度介護報酬改定に伴い、下記のとおり算定し、介護職員の処遇改善に関して取り組んでおります。

◎当法人内における処遇改善加算の算定状況

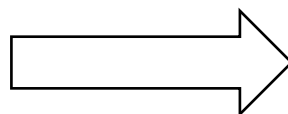
2024年(令和6年)5月迄

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算

3つの加算を一本化へ

2024年(令和6年)6月より

「介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)」※新加算



□「介護職員等処遇改善加算」※新加算について

2024年度介護報酬改定に伴い、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」これら3つの加算を一本化する方針となり、当法人では令和6年6月より算定を行っております。

□ベースアップ等支援加算について

厚生労働省が定め施行される制度で、コロナウイルスと超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環になります。職員の定着率の向上とサービスの質を維持するために算定を行っております。

□介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の安定的な処遇改善を図る為の環境整備と介護職員の賃金改善を目的とした加算です。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

■介護職員等特定処遇改善加算の算定要件について

- ・現行の介護職位処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得していること
- ・処遇改善の職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、1つ以上の取り組みを行っていること
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること

※見える化とは

2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や当法人のホームページ等活用して、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していること。

職場環境要件の提示

	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	・経験者、有資格者等にこだわらない採用 ・職場体験の受け入れや地域行事への参加による職業魅力向上の取り組みの実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や専門性の高い介護技術を得しようとする者に対する受講支援 ・キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の整備 ・職員の事情等状況に応じた勤務体制や職員の希望に即した雇用形態の転換制度の充実
腰痛を含む心身の健康管理	・センサー付きベッドや見守りセンサー等を導入して職員の負担軽減に努めている ・健康診断等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	・タブレット端末やパソコン使用による記録の整備 ・見守り機器等の導入
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 ・個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
その他	・非正規職員から正規職員への転換 ・職員の増員による業務負担の軽減